平成２３年（フ）第１５号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1892番地８　堤山団地１号棟401号
債務者　末廣　智美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2068番地２　福田ハイツ101号
債務者　大重　純一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居2417番地、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木582番地１　マルコシティＡ102号
債務者　吉井　照代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
仙台市泉区上谷刈向原10―11　ｓｔａｇｅ上谷刈103、住民票上の住所宇都宮市東今泉１丁目２番３号　メゾンド福田21―102号室
債務者　中山　充大
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
仙台市宮城野区小田原広丁１番地の２　仙台駅東再開発住宅1002
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
宮城県多賀城市下馬３丁目24番21号阿部アパート205
債務者　半澤　明男
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
仙台市泉区南光台６丁目９番１号
債務者　舩山　義信
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
仙台市泉区南光台６丁目９番１号
債務者　舩山美知代
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
宮城県亘理郡山元町坂元字磯北谷地14番地22
債務者　大和　友紀
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原24番地62、申立時の住所宮城県亘理郡亘理町吉田字須賀畑170番地２
債務者　鎌田千代美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字順礼川原37番地１　順礼川原住宅
債務者　池田　誠一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４０号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字順礼川原37番地１　順礼川原住宅
債務者　池田トシ子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３９９号
茨城県古河市関戸921番地
債務者　峰　ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６号
茨城県結城市大字北南茂呂1257番地
債務者　関　　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４号
金沢市増泉１丁目32番20号
債務者　船谷内眞里子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５５号
京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ302号
債務者　伽藍堂ことｏｎｏｙａｍａｙａこと小野山惠子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
京都市西京区桂河田町167番地
債務者　村谷　正美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係